

様式3

随意契約理由書

担当課

管財契約課

契約内容	契約件名	公用自動車購入（中古軽箱バン1台）		
	業務概要	中古軽箱バンを1台購入する。		
	契約金額	金750,000円（消費税及び地方消費税を含む）		
	契約締結日	令和5年7月3日		
	契約期間	令和5年7月3日	～	令和5年7月31日
	契約の相手	千葉県稲毛区長沼町333番地3 株式会社 千葉マツダ		
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	<input checked="" type="checkbox"/> 1号 少額随契 <input type="checkbox"/> 工事又は製造の請負 130万円以下 <input type="checkbox"/> 財産の売払い 30万円以下 <input checked="" type="checkbox"/> 財産の買入れ 80万円以下 <input type="checkbox"/> 物件の貸付け 30万円以下 <input type="checkbox"/> 物件の借入 40万円以下 <input type="checkbox"/> その他のもの 50万円以下			
	<input type="checkbox"/> 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき			
	<input type="checkbox"/> 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」			
	<input type="checkbox"/> 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき			
	<input type="checkbox"/> 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき			
	<input type="checkbox"/> 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき			
	<input type="checkbox"/> 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき			
	<input type="checkbox"/> 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき			
	<input type="checkbox"/> 9号 落札者が契約を締結しないとき			
	随意契約理由			
<p>総務事務センターは、庁舎・教育施設等の営繕業務を集約化し、市管理車両を使用しながら効率的に維持補修を行っている。</p> <p>令和5年6月に総務事務センターで使用している軽箱バン（車両No.6793 平成13年度登録 111,004km走行）のエアコンが故障し、修理業者に確認したところ、年式が古いため修理不可能とのことだった。</p> <p>総務事務センターでは日常的に当該車両を使用していること、営繕業務でエアコンが無いと、体調不良等による不測の事態が発生する恐れがあることから、早急に代替車を確保する必要があった。新車について検討したが、現在の世界情勢から納車時期に不透明なところがあるため、比較的安価で購入しやすい軽箱バンを中古で購入することとした。</p> <p>なお当該車両は、店頭で販売されている特定物であるため、競争に適さないものである。</p>				

様式3

随意契約理由書

担当課

情報課

契約内容	契約件名	シーラー機器賃貸借	
	業務概要	5年のリース期間が満了するシーラーについて1年間の再リースを行う。	
	契約金額	金414,480円（消費税及び地方消費税を含む）	
	契約締結日	令和5年8月15日	
	契約期間	令和5年10月1日 ～ 令和6年9月30日	
	契約の相手	東京都千代田区丸の内三丁目4番1号 株式会社JECC	
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	<input type="checkbox"/> 1号 少額随契 <input type="checkbox"/> 工事又は製造の請負 130万円以下 <input type="checkbox"/> 財産の売払い 30万円以下 <input type="checkbox"/> 財産の買入れ 80万円以下 <input type="checkbox"/> 物件の貸付け 30万円以下 <input type="checkbox"/> 物件の借入 40万円以下 <input type="checkbox"/> その他のもの 50万円以下		
	<input type="checkbox"/> 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき		
	<input type="checkbox"/> 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」		
	<input type="checkbox"/> 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買い入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき		
	<input type="checkbox"/> 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき		
	<input checked="" type="checkbox"/> 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき		
	<input type="checkbox"/> 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき		
	<input type="checkbox"/> 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき		
	<input type="checkbox"/> 9号 落札者が契約を締結しないとき		
随意契約理由			
現契約は令和5年9月末をもってリース期間が終了するが、シーラーは市の業務において引き続き必要である。新たな業者とリース契約をするよりも現在の契約業者と再契約をするほうが安価であることから、1年間再リースを行う。			

様式3

随意契約理由書

担当課

教育総務課

契約内容	契約件名	船形小学校 牛乳保冷庫購入
	業務概要	船形小学校の老朽化した管理備品の買い替え
	契約金額	金399,300円（消費税及び地方消費税を含む）
	契約締結日	令和5年8月3日
	契約期間	令和5年8月3日 ～ 令和5年8月31日
	契約の相手	館山市正木844番4号 ホシザキ関東（株） 南千葉営業所
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	<input checked="" type="checkbox"/> 1号 少額随契 見積比較の実施：【3者以上見積比較】 <input type="checkbox"/> 工事又は製造の請負 130万円以下 <input type="checkbox"/> 財産の売払い 30万円以下 <input checked="" type="checkbox"/> 財産の買入れ 80万円以下 <input type="checkbox"/> 物件の貸付け 30万円以下 <input type="checkbox"/> 物件の借入 40万円以下 <input type="checkbox"/> その他のもの 50万円以下	
	<input type="checkbox"/> 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき	
	<input type="checkbox"/> 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」	
	<input type="checkbox"/> 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき	
	<input type="checkbox"/> 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	<input type="checkbox"/> 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	<input type="checkbox"/> 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	<input type="checkbox"/> 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	<input type="checkbox"/> 9号 落札者が契約を締結しないとき	
	随意契約理由	
平成10年に購入した船形小学校牛乳保冷庫のコンプレッサーの故障により、庫内を冷却することができなくなった。製造から20年以上経過しているため、修理部品は入手不可能であり、修理ができないため、新たに購入の必要が生じた。 新学期から給食の牛乳やデザート類を安全に提供するためにも、早急に新たな牛乳保冷庫を設置する必要があり、担当課で3者見積合わせを実施し、最低価格を提示した本業者と契約を締結する。		

様式3

随意契約理由書

担当課

高齢者福祉課

契約内容	契約件名	市内共通商品券購入（単価契約）
	業務概要	健康維持への意識付けや生きがいづくりの一助として、高齢者の長寿を祝する「敬老祝品」を贈呈するため、館山市商業協同組合発行の市内共通商品券を購入する。
	契約金額	金400,000円（1箱あたりの単価 10,000円）（消費税及び地方消費税を含む）
	契約締結日	令和5年9月1日
	契約期間	令和5年9月1日 ～ 令和5年10月31日
	契約の相手	館山市八幡821-7 館山市商業協同組合
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	<input checked="" type="checkbox"/> 1号 少額随契 <input type="checkbox"/> 工事又は製造の請負 130万円以下 <input type="checkbox"/> 財産の売払い 30万円以下 <input checked="" type="checkbox"/> 財産の買入れ 80万円以下 <input type="checkbox"/> 物件の貸付け 30万円以下 <input type="checkbox"/> 物件の借入 40万円以下 <input type="checkbox"/> その他のもの 50万円以下	
	<input type="checkbox"/> 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき	
	<input type="checkbox"/> 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」	
	<input type="checkbox"/> 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき	
	<input type="checkbox"/> 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	<input type="checkbox"/> 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	<input type="checkbox"/> 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	<input type="checkbox"/> 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	<input type="checkbox"/> 9号 落札者が契約を締結しないとき	
	随意契約理由	
敬老祝品として市内共通商品券を贈呈しているが、館山市商業協同組合のみが市内共通商品券を発行する機関のため、同協同組合と契約を締結する。		

様式3

随意契約理由書

担当課

教育総務課

契約内容	契約件名	北条小学校 牛乳保冷庫購入
	業務概要	北条小学校の老朽化した管理備品の買い替え
	契約金額	金770,000円（消費税及び地方消費税を含む）
	契約締結日	令和5年9月7日
	契約期間	令和5年9月7日 ～ 令和5年10月10日
	契約の相手	千葉県中央区鶴沢町20-16 ユニバース千葉ビル4階 (株) 中西製作所 東関東支店
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	<input checked="" type="checkbox"/> 1号 少額随契 見積比較の実施：【2者見積比較】 <input type="checkbox"/> 工事又は製造の請負 130万円以下 <input type="checkbox"/> 財産の売払い 30万円以下 <input checked="" type="checkbox"/> 財産の買入れ 80万円以下 <input type="checkbox"/> 物件の貸付け 30万円以下 <input type="checkbox"/> 物件の借入 40万円以下 <input type="checkbox"/> その他のもの 50万円以下	
	<input type="checkbox"/> 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき	
	<input type="checkbox"/> 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」	
	<input type="checkbox"/> 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき	
	<input type="checkbox"/> 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	<input type="checkbox"/> 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	<input type="checkbox"/> 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	<input type="checkbox"/> 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	<input type="checkbox"/> 9号 落札者が契約を締結しないとき	
	随意契約理由	
平成13年に購入した北条小学校牛乳保冷庫のコンプレッサーが故障したことにより保冷庫の電源が入らなくなった。製造から20年以上経過した本牛乳保冷庫の修理部品は既に入手不能であり、修理が出来ないため、新たに購入の必要が生じた。 既に新学期が始まり、給食の提供も開始されているが、牛乳保冷庫内の温度が適正に保てない状況である。給食の牛乳やデザート類を安全に提供するためにも、早急に新たな牛乳保冷庫を設置する必要があり、現地の業者立ち合いのもと担当課において2者から見積もりを聴取し、最低価格を提示した本業者と契約を締結する。		

様式3

随意契約理由書

担当課

スポーツ課

契約内容	契約件名	冬芝管理用機械借上げ	
	業務概要	出野尾多目的広場の芝生を夏芝から冬芝へ切替作業等のため管理用機械等の借上げを行う。	
	契約金額	金1,335,400円（消費税及び地方消費税を含む）	
	契約締結日	令和5年9月21日	
	契約期間	令和5年10月1日 ～ 令和5年11月17日	
	契約の相手	館山市安布里742 有限会社 長谷川商店	
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	<input type="checkbox"/> 1号 少額随契 <input type="checkbox"/> 工事又は製造の請負 130万円以下 <input type="checkbox"/> 財産の売払い 30万円以下 <input type="checkbox"/> 財産の買入れ 80万円以下 <input type="checkbox"/> 物件の貸付け 30万円以下 <input type="checkbox"/> 物件の借入 40万円以下 <input type="checkbox"/> その他のもの 50万円以下		
	<input checked="" type="checkbox"/> 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき		
	<input type="checkbox"/> 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」		
	<input type="checkbox"/> 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買い入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき		
	<input type="checkbox"/> 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき		
	<input type="checkbox"/> 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき		
	<input type="checkbox"/> 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき		
	<input type="checkbox"/> 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき		
	<input type="checkbox"/> 9号 落札者が契約を締結しないとき		
	随意契約理由		
出野尾多目的広場の夏芝から冬芝への切替作業に用いる機械は芝管理専用の機械であり、農業用機械では対応できない。作業は専門的な技術が必要なため、オペレーター付きで借上げる。業者選定にあたっては、市内では、この業務における機械の借上げが可能なのが本業者のみであり、市内業者から借上げることにより、借上機械の使用中の故障等のトラブルに速やかに対応することができる。また、市内の機械貸出業者の中で、本作業に関して過去の実績があり、機械及び作業内容を熟知し、修理や作業上のトラブル等速やかに対応できる。また、金額においては、近隣市の価格と比較しても差異がないことにより、上記業者が最も適していると判断したため。			

様式3

随意契約理由書

担当課

高齢者福祉課

契約内容	契約件名	館山市公用自動車借上げ
	業務概要	館山市公用自動車借上げ
	契約金額	金352,800円（非課税）
	契約締結日	令和5年8月25日
	契約期間	令和5年10月1日 ～ 令和6年9月30日
	契約の相手	東京都港区西新橋一丁目3番1号 三菱オートリース株式会社 公共営業部
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	<input checked="" type="checkbox"/> 1号 少額随契 <input type="checkbox"/> 工事又は製造の請負 130万円以下 <input type="checkbox"/> 財産の売払い 30万円以下 <input type="checkbox"/> 財産の買入れ 80万円以下 <input type="checkbox"/> 物件の貸付け 30万円以下 <input checked="" type="checkbox"/> 物件の借入 40万円以下 <input type="checkbox"/> その他のもの 50万円以下	
	<input type="checkbox"/> 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき	
	<input type="checkbox"/> 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」	
	<input type="checkbox"/> 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき	
	<input type="checkbox"/> 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	<input type="checkbox"/> 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	<input type="checkbox"/> 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	<input type="checkbox"/> 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	<input type="checkbox"/> 9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由		
現在車両をリースしているが、現状走行距離等から今後とも使用可能であり、引き続き同一車両を再リースする方が新規車両を1年間リースするよりも低価で借り上げられるため。		